



## カーボンニュートラルを推進する 枠組みの理解とその活用

カーボンニュートラルは、今日の企業経営において中核となるテーマだ。その推進にあたって避けては通れないのが、国際イニシアティブ等が示す様々な“枠組み”である。しかし、その理解や活用の浸透度は企業毎に異なり、また企業内でも温度差があることも多い。本稿では、この枠組みについて4つの論点から解説する。全社一丸となって取り組むために不可欠な共通理解としておさえておきたいものである。

### 今一度おさえておきたい 枠組みに関する4つの論点

現在、カーボンニュートラル（CN）の達成に向け、全ての企業にとって脱炭素経営の実現は最重要経営テーマの1つであろう。パリ協定を契機に、国際イニシアティブなどを中心に、CNに向けた取り組みを促進する枠組みや基準が作られ広まってきた。気候変動に対応した経営戦略の開示や、CO2等排出量削減に向けた目標設定などを支援・促進するものである。さらに、枠組みを通して公開された企業の情報や格付け

は、国際的な ESG 投資の重要な判断材料になっている。すなわち、全ての企業に脱炭素経営の推進が迫られる中、こうした枠組みをどう活用するかが、企業の命運を左右するといっても過言ではない。この世界的な CN の潮流は、他社と差別化を図り、投資やビジネスチャンスを得る“機会”となるのか、はたまた市場に施策が劣後し、後手の対策に追われてしまう“脅威”となるのか。

コンサルティングの現場でクライアントと対話する中でも、枠組みに対する課題感が伝わってくる。枠組みに対する理解・活用の浸透度は企業毎に異なってお

り、また企業内でも部署間などで温度差があることも少なくない。浸透度・温度感の段階によって具体的な課題や抱える問いはまちまちだ。

初歩的な問いは「そもそもどんな枠組みが存在しているのか」というものである。現在、この段階にある企業や社員は少なくなってきたと思われるが、枠組みの種類についての理解は曖昧だったり、人によって認識が異なったりすることも多い。

次に、理解が進むと「個々の枠組みは理解しているが全体感が掴めない。まず何から着手するのが良いのか」といった悩みを抱えやすい。これは、全体を俯瞰した際の枠組みの関係性や優先度が捉えられていない場合が多い。

枠組みの全体像を掴めると、具体的な対応・取り組みについての課題が浮き彫りになってくる。「枠組みに対応するため、社内の仕組みをどう整えていくべきか」「具体的にどのようなCO2削減施策を企画し実行すべきか」といったものである。例えば、複数の拠点を持つ場合、CO2排出量を誰がいつどのように計測し、算定し、報告するのか。各枠組みで設定した目標の達成に向けてどんな施策をすすめるのかといった具合だ。

本稿では、上記のような課題や問いに合わせ、枠組みに関する論点を4つにまとめた。順に解説していきたい。

#### 論点① 枠組みの種類

どのような枠組みがあるか

#### 論点② 枠組みの関係性

枠組みにはどのような関係があるか

#### 論点③ 枠組みの優先度

どの枠組みを優先的に対応すべきか

#### 論点④ 枠組みへの対応・取組

枠組みに対応する仕組みをどう整え、

どのようなCN施策を企画・実行すべきか

### ① 枠組みの種類

「目標設定」「情報開示」「評価」の3種を捉える

CN推進の枠組みは、大きく3種類ある。排出量削減や削減に向けた取り組みに関して目標を定める「i. 目標設定」、取り組みや成果等を公表し企業と投資家や金融機関との対話を生む「ii. 情報開示」、そしてその情報を踏まえた格付け機関等による「iii. 評価」である。また、これらの枠組みの前提となっている排出量の「算出ルール」が存在する。代表的なものを図1に示した。順番に見ていこう。

まず「i. 目標設定」はパリ協定が求める水準と科学的に整合した中長期の温室効果ガス削減目標であるSBT (Science Based Targets) が代表的である。推進イニシアティブであるSBTiが認定を取り仕切る。また、削減に向けた取り組みの目標を設定するものもある。RE100は「Renewable Energy 100%」の略称で、企業が事業活動に必要な電力の100%を再エネで賄うことを目指す枠組みである。参加企業は再エネ100%達成の目標年次を定め、再エネ活用を推進する。他にも事業活動で使うモビリティの100%ゼロエミッションを目指すEV100、事業のエネルギー効率の倍増を目指すEP100などが存在する。

次に「ii. 情報開示」は、今やグローバルスタンダードになりつつあるTCFDが外せないであろう。気候関連財務情報開示タスクフォース (Task force on Climate-related Financial Disclosures) の頭文字を取ってこう呼ばれる。気候変動関連の取組・影響に関する情報開示の枠組みである。気候変動関連リスク、及び機会に関する4つの項目 (ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標) について開示することが推奨されている。他にも、情報開示の枠組みはGRIやIIRC、SASBなど存在するが、TCFD作成時に参照されたものやTCFDに沿って内容調整したものが大半であり、実質的にTCFDが国際標準の情報開示の枠組みと理解して差し支えないであろう。

加えて、日本国内に限定したものだが、地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法) に基づく温室効果

## 主なカーボンニュートラル推進の枠組み

図1

i 目標設定 排出量削減や そのための取り組みの 目標を立てる	SBT	パリ協定が求める水準と整合した、科学的根拠に基づいた中長期的な GHG 削減目標の設定を促す枠組み
	RE100	企業が事業活動に必要な電力の 100% を再生エネで賄うことを目指す枠組み
	EV100	事業活動で使うモビリティの 100% ゼロエミッションを目指す枠組み
	EP100	事業のエネルギー効率の倍増（省エネ効率を 50% 改善等）を目指す枠組み
ii 情報開示 取り組みや成果などを 公表する  (環境ラベル) 製品等の 環境情報表示	TCFD	気候変動関連の取組・影響に関する情報開示の枠組み（国際標準になりつつある）
	GRI	企業等が経済・環境・社会に与える影響を報告し、持続可能な発展への貢献を説明するための枠組み
	IIRC	財務情報と非財務情報を関連付けた開示を行う統合報告書の作成を促す枠組み
	SASB	財務に影響する産業別課題を特定し、関連する ESG 開示項目・指標設定に関する枠組み
	CDSB	環境及び気候に関する情報を有価証券報告書等で開示するためのアプローチに関する枠組み
	SHK 制度	温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表を実施する枠組み（国内）
	エコリーフ	LCA を用いた環境情報（気候変動 / 酸性化 / 資源消費等）を定量開示する環境ラベル
iii 評価 格付け機関等から 評価を受ける	CFP	LCA を用いた地球温暖化負荷のみを対象とした環境ラベル
	CDP	質問書の回答から、企業の気候変動等各観点での取り組みを共通尺度で情報開示・評価する機関・枠組み
	MSCI	大型～中型企業の ESG 関連業務についての詳細調査、格付け、分析を行う機関・枠組み（米国拠点）
	FTSE	大小問わず企業の気候変動データ等を用いた ESG インデックスの算出を行う機関・枠組み（英国拠点）
算出ルール	GRESB	不動産・インフラ企業やファンドの ESG 配慮に関するベンチマーク評価を行う機関・枠組み
	GHG プロトコル	GHG 排出量の算定と報告における基準（グローバルスタンダードになりつつある）
	国家インベントリ	国が排出・吸収する温室効果ガスに関する年間データリスト（算定は IPCC ガイドラインに基づく）
	LCA	製品やサービスのライフサイクル全体を通じた環境への影響を評価する手法
	ISO 14064	GHG 排出・削減量の算定・報告・検証に関するルールなどを定めた国際規格

※説明は仔細を割愛。厳密な定義などは当該団体の情報等を参照されたい。

ガス排出量算定・報告・公表制度、いわゆる SHK 制度も情報開示の枠組みに当てはまる。

情報開示といっても、製品やサービスの環境情報を開示する環境ラベルというものもある。ISO では「タイプ I (ISO14024) 第三者認証」「タイプ II (ISO14021) 自己宣言」「タイプ III (ISO14025) 環境情報表示」の 3 タイプに分けて規格を定めている。タイプ III に該当するエコリーフは LCA を用いた環境情報（気候変動、酸性化、資源消費などに関するデータ）を定量的に開示するものである。LCA (Life Cycle Assessment: ライフサイクルアセスメント) とは製品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた環境への影響を評価する手法（算出ルール）だ。同様に LCA を用いた環境ラベルとして、CFP (Carbon Footprint of Products: カーボンフットプリント) があるが、こちらは温室効果ガスの排出量に特化したものである。現在は両ラベルとも、SuMPO 環境ラベルプログラムによって検証・登録公開されている。より生活者・消

費者との対話を意識した取り組みとなる。

「iii. 評価」は、企業の気候変動や ESG に係る取り組みや財務状況等を共通の尺度で評価したり格付けしたりするものである。米国金融機関のモルガン・スタンレーが調査・格付け・分析を行う MSCI (モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)、ロンドン証券取引所グループの情報サービス部門に属する FTSE Russell が代表的だが、一方で、不動産セクターやインフラセクターを評価対象とする GRESB (グレスビー、グレスブ) など特定のセクターに特化するものもある。

そして、情報開示 (ii) と評価 (iii) を兼ねる枠組みとして CDP は欠かせない。英国に本部を置く NGO である CDP では、企業に「CDP 気候変動」「CDP ウォーター」「CDP 森林」「CDP サプライチェーン」等の質問書を送付し、回答内容の開示及び格付けを実施している。

最後に、これらの枠組みの前提となっている「算出ルール」であるが、実体としてほぼグローバルスタン

ダードとなっているのがGHG プロトコルである。CO2を含むGHG排出量の算定と報告に関する基準を示すものだ。サプライチェーン排出量の算定に用いられるScopeという範囲の考え方を確実におさえておきたい。Scope 1は事業者自らによる温室効果ガスの直接排出であり、Scope 2は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出となる。Scope 3はScope 1・2以外の間接排出であり、取引先や製品使用者などによる間接排出などが含まれ、それぞれ算定方法が異なるので注意が必要だ。

他の算出ルールとしては、先述したエコリーフやCDPで用いられているLCAや、標準規格としてISO 14064がある。また、SHK制度でも源流は国家インベントリに基づく算出ルールが定められていたが現在は独自のルールとなっている。

## ② 枠組みの関係性

枠組み間の参照関係と運営主体に着目する

どのような枠組みがあるかを理解したら、次はそれぞれの関係性に注目したい。枠組み間の関係は「準拠」、「参照」、「推奨」など様々な言い方がされるが、各々がどの種類の枠組みか理解していればおのずと関

わり方は決まってくる。幾つか例を挙げる。

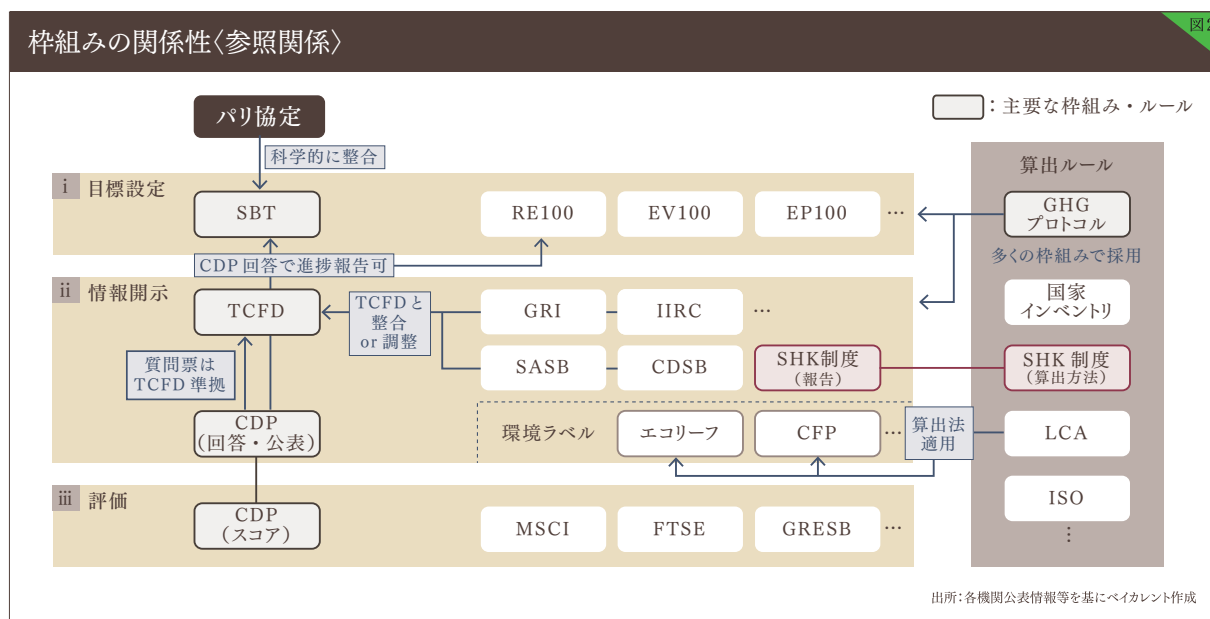
### ■ 同じカテゴリにおける関係性

- ケース 1  
CDP (ii) の質問書はTCFD (ii) に準拠しており、これに回答することでTCFDに沿った情報開示の準備ができる。
- ケース 2  
TCFD (ii) の開示フレームワークは、GRI (ii)、CDP (ii)、IIRC (ii) を参照している。

### ■ 異なるカテゴリにおける関係性

- ケース 3  
TCFD (ii) では、GHG 排出量は国・地域間等で比較可能となるよう、GHG プロトコル (算出ルール) に基づいた算出が求められている。
- ケース 4  
SBT (i) やRE100 (i) などの進捗報告は、CDP (ii) 質問書の所定欄回答で代替することができる。

上記も含め、論点①で紹介した主要な枠組みについて関係性を大まかに整理したものが図2である。細かな準拠や推奨などを入れたら関係性は他にもあるが、関連深い繋がりをおさえておくことが重要だ。





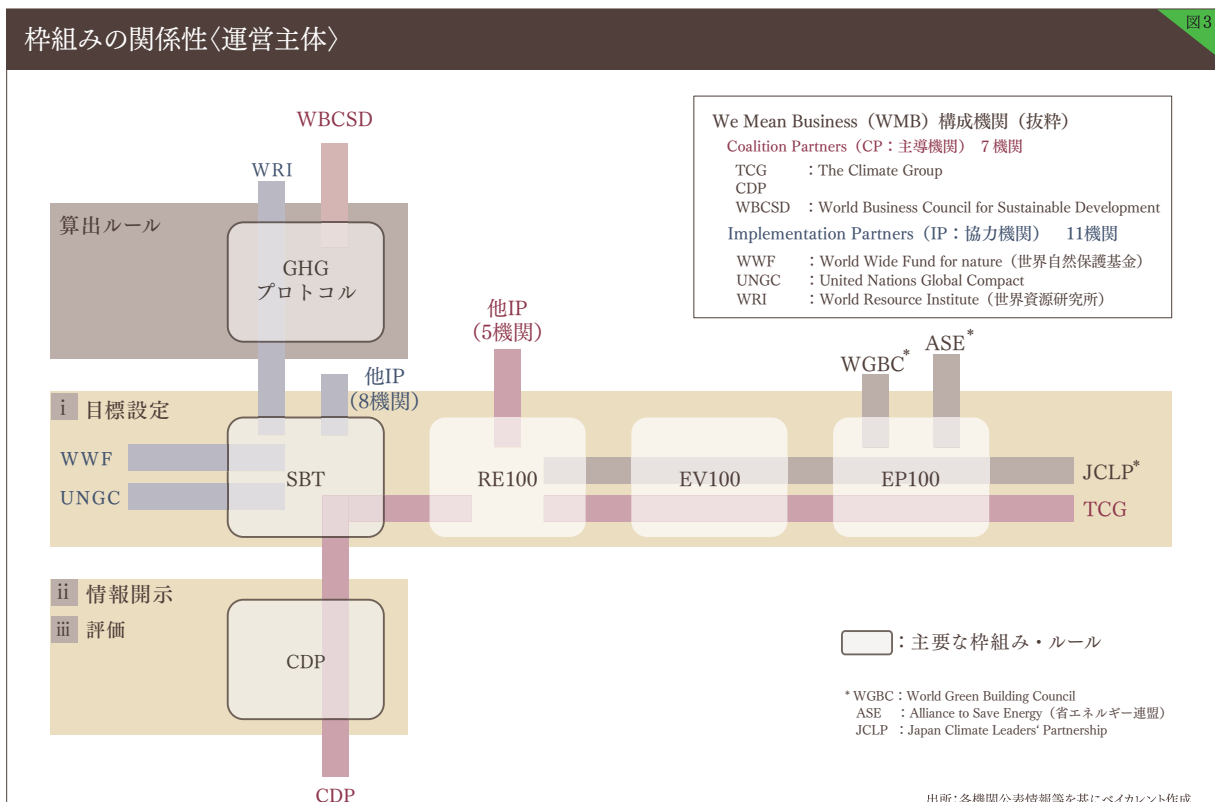
特に異なる種類間の参照関係（情報開示の枠組みにおける算出ルールの指定など）はしっかりと理解しておきたい。各枠組みは、毎年、多い時には年に何回も内容が更新される。そのため、関係性をおさえておかなければ、そうしたアップデートによって影響を受ける他の枠組みの変更を察知できない恐れがある。最悪の場合、対応漏れや開示ミスを引き起こしてしまうことも考えられなくはない。

現在の枠組み達は然るべき形を模索している段階であり、確固たるものではない。より良い枠組みに向けて日進月歩で更新されていること、そのため、情報の格差が企業にとって機会にも脅威にもなりうる領域であることを今一度認識しておきたい。

さらに理解を深めるには、各枠組みの運営主体に着目すると良いであろう。各枠組みの運営主体は共同運営やパートナーシップ関係があるなど複雑であるが、主な枠組みの“裏側”にいる運営者は大まかに図3のような構図となる。

We Mean Business (WMB) とは、企業や投資家の温暖化対策を推進している国際機関やシンクタンク、NGO 等が構成機関となって運営しているプラットフォームであり、「ネットゼロ」や「エネルギー」など7領域において計12種の取組を広める活動を行っている。例えば、ネットゼロに係る取組として「SBTの設定」、エネルギーに係る取組として「100%再エネ導入へのコミット」を促す活動を進めている。お分かりかと思うが、SBTを運営するSBTイニシアティブもこのプラットフォームの1構成機関として位置づけられている。一見バラバラに見える枠組みも根元では繋がりを持っているのだ。例えば、国際NPOであるCDPは、CDPを運営しているだけでなく、SBTを共同運営し、RE100にもパートナーシップとして関わっている。このことをおさえれば、先に述べたケース4（CDP質問書回答によるRE100の進捗報告の代替）の関係性が直ぐに腹落ちするであろう。

もちろん、CNやESGを専門とするコンサルティング企業は数多く存在し、専門性の高い内容について



は彼らを頼ることも有効であろう。しかし、各社得手不得手があり、得意領域をクローズアップする傾向が見受けられることも多い。専門的な見解は外部に求めつつも、最終的に自社に合った枠組みの活用を見極めていくために一定の知識を蓄えておきたい。

### ③ 枠組みの優先度

まずはTCFD・CDP、目標設定で一歩先へ

枠組みとその関係性を理解したら、いよいよどれから進めるかである。枠組みの優先度を左右する2つのビッグニュースは必ず知っておくべきだ。

2021年6月、東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）を改訂し、プライム市場上場企業に対し「TCFD 又は同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき」とした。

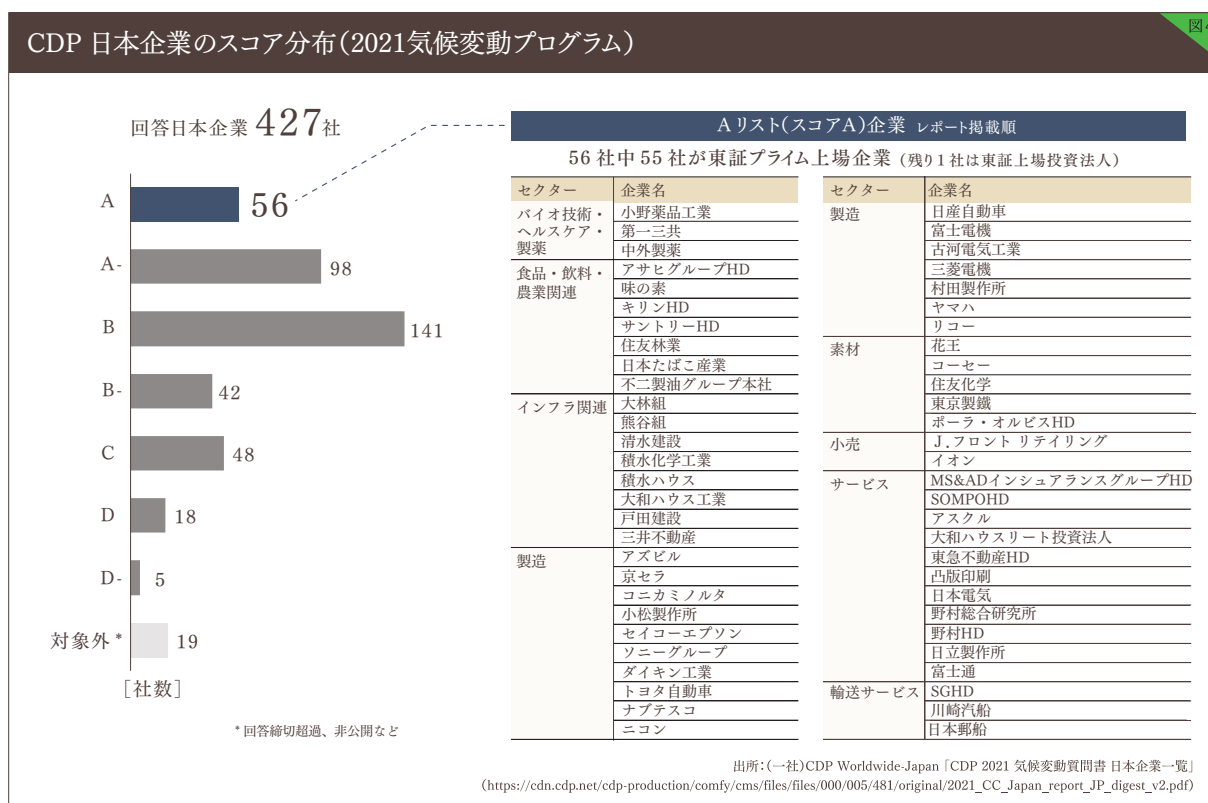
続いて CDP は 2022 年より、環境情報開示要請（気候変動分野）の対象日本企業を、東証プライム市場上場企業全社（1,841 社）に拡大した。

したがって、最優先に対応すべきは TCFD と CDP、そして両方で適用される GHG プロトコルである。この3つが日本における情報開示・評価そして算出ルールのデファクトスタンダードになっていくのは必然であろう。

標準化が進むと、何が起きるだろうか。

明らかなのは、各企業の取組や成果が如実に比較されるようになることであろう。外部機関が公開情報を中心に一部の優良企業を取り上げるのとは異なり、CDP では企業自ら回答した内容を基に、提出企業全てを否応なくスコア（A～F）付けし、公開する。隠すことも言い訳することもし難い企業の通信簿が導入されるのである。更に付け加えると、企業比較は国内ではなくグローバルワイドで可能だ。

2021年における日本企業の CDP（気候変動）スコアをまとめた結果が図4である。国内回答企業数は427社（自主回答も含む）で、うち56社が最高のAスコアを獲得している。そのほぼ全てがプライム上場企業であるが、今後は「無回答」を含め上場企業



1,841社の成績が横並びで貼り出されるのである。このように厳しい評価環境になると、対外的な開示方法やステークホルダーとのコミュニケーションが、より一層重要になってくるであろう。

「(ii) 情報開示」と「(iii) 評価」の枠組みが標準化される中、「(i) 目標設定」の枠組みを生かして他社との差別化を図りたい、より取組へのコミットメントを高めたいと考える企業も増えるだろう。

まずは、SBTへの対応が考えられる。枠組みの関係性でも見てきたようにCDPと合わせて対応していく上で相性が良い。しかし、侮るなかれ、SBTは科学的根拠が重視されることや、継続的に定量的な報告が必要なことなどから対応難度が高いとされている。日本のSBT認定企業数は世界第2位の277社を誇る(グローバル全体で1,803社。いずれも2022年9月末時点の数値)。しかし、同じ国内でのTCFD賛同企業数1,061社(同年同月時点)に比べるとまだまだ認定企業は少数派だ。「SBT認定」は脱炭素化の先進企業という強いアピールになる。厳しいが魅力的な取り組みなのである。実際、SBT参加企業数(=コミット企業数+認定企業数)は年々増えおり、グローバルで見ると2021年時点で2,113社、22年中には3,700社を超えるという見方もある。(図5)

同じくCDPとSBTとも関連のあるRE100の加盟を狙うのも良いであろう。ただし、RE100は基本的に影響力のある大企業を対象として想定している点に注意したい。RE100の要件とは合わない自治体や中小企業には、中小企業版RE Actionが選択肢としてある。

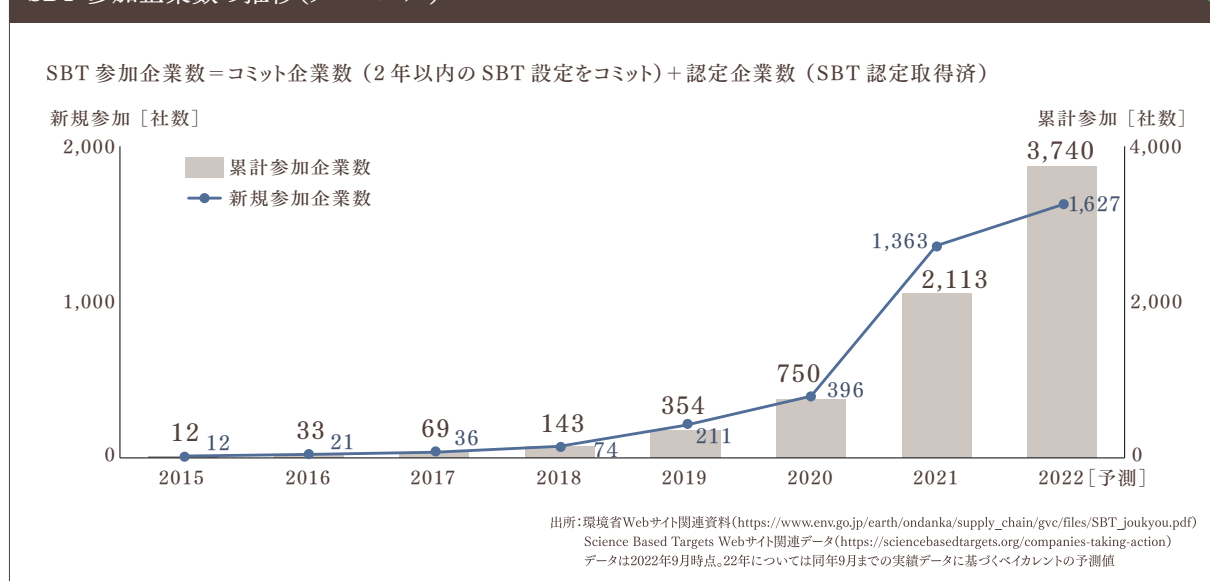
#### ④ 枠組みへの対応・取組 属人を避け、変化を見通す

対応する枠組みが定まれば、算出・情報開示に向けた社内の仕組みを構築し、設定した目標に向けて施策を企画・推進していく。これらは個社性の高い取り組みとなるが、共通的な留意点は存在する。そこで最後に仕組みづくり、施策推進における勘所に触れておく。

仕組みづくりにあたっては、出来る限り「人への依存を避ける」ことだ。これには2つの意味がある。

一つはシステム化である。自社のオペレーションなどに合ったシステム導入を進めていきたい。説明性のある情報開示を行うためにはシステムによる適切な算出が欠かせない。何より、データ収集や算出作業が慢性的に現場の作業負荷になってしまっている状況は避けたい。場合によっては既存の業務フローの見直しも

SBT参加企業数の推移(グローバル)



必要となる。もう一つは、属人化の回避である。CNに向けた取り組みは一過性のものではない。人材の管理や内製化の見極めに気を付けたい。誰かではなく、自社の組織的な能力にしていこう。

施策推進における勘所は、制度やルールの「変化の流れを読む」ことだ。先にも述べたとおり、ここまで述べた枠組みやルールは勿論、国内の規制や税制といった法制度、国際的な取り決めなどは次々に新設されたり更新されたりしている。

主要な枠組みに関連する動向だけ見ても、その動きは目まぐるしい。(図6)

CDPでは、気候変動以外のテーマもまとめた統合質問書の導入が今後予定されている。TCFD関連では、国際的な会計基準であるIFRSの策定に関わるIFRS財団の下に設立された国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が策定する新たな情報開示の枠組みから目を離せない。まだ草案の段階であるが、開示項目の大枠はベースとなったTCFDと同じだが、要求される開示内容は詳細になり、新たな要素も加わる見込み

だ。日本における扱いは公表後検討される予定だが、米国やEUでの適用が予定されている中、日本も大きな影響を受けることは間違いのないであろう。また、目下では有価証券報告書に新設されるサステナビリティ情報の「記載欄」への対応に備えたい。

CNに向けた取り組みは従来の規制対応とは大きく異なる。むしろ、目下の様々なプレイヤーの動向からその潮流や将来の見通しを予測する点では事業開発に近いと言える。情勢変化によって制度やルールが変わる中、枠組み対応や施策の全てが計画通り上手くいくわけではないであろう。だが、その変化の潮目は全く読めないものではない。ここまで解説した枠組みへの着眼も役に立つはずだ。これからの経営には、時間軸にも選択肢にも幅を持たせ、読めぬ失敗を許容しながらも施策を推進する、そんな舵取りが求められるであろう。

エグゼクティブ・パートナー 竹平 勝博

